

子ども・子育て支援対策調査 特別委員会報告資料

令和6年11月15日

報告事項件名

頁

(教育指導部) なし

(学校運営部) なし

(子ども家庭部)

(1) 国によるこども誰でも通園制度の概要について・・・・・・・・・・ 2

(教 育 委 員 会)

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和6年11月15日

件名	国によるこども誰でも通園制度の概要について		
所管部課名	子ども家庭部 保育・入園課 子ども家庭部 私立保育園課、幼稚園・地域保育課		
内 容	1 制度概要 令和8年度から始まる本制度の概要は次のとおりである。 (1) 対象者は、0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない児童 (2) 保護者の就労等の有無にかかわらず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育所等の利用が可能 (3) 利用予約システムやデータ管理システムは、こども家庭庁が整備する。 ※ 制度の詳細は、令和6年6月26日に実施された国の検討会資料（P3）を参照		
	2 【参考】関連施策との比較		
		【都事業】多様な他者との関わり の機会の創出事業 <足立区実施内容>	【国事業】乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)
	事業 開始年度	令和6年度	令和8年度
	施策の 目的	1 多様な他者との関わりの中での 様々な体験や経験を通じて、 子どもの健やかな成長を図る。 2 子育て家庭の孤立防止や育児 不安軽減等の子育て支援	1 子どもの良質な生育環境の 整備と子育て家庭の支援強化 2 利用状況から支援が必要な 家庭を自治体が把握
	対象 児童	保育所、幼稚園、認定こども園等 を利用していない、年度当初年齢 が2歳の児童（※1）	保育所、幼稚園、認定こども園等 を利用していない、0歳6か月か ら満3歳未満の児童
	実施 施設	私立幼稚園（※2）	認可保育所、小規模保育、 家庭的保育、私立幼稚園
	保育料	上限44,000円／月の補助あり	未定
	区負担 割合	なし（都補助10/10）	未定
	※1 都対象事業の年齢は0～2歳児 ※2 都対象事業は私立幼稚園のほか、認可保育所等も対象		
3 今後について (1) こども家庭庁が令和7年度中に、認定申請の手続き、給付費の支給に関する事項等を定める予定 (2) こども家庭庁の通知を受けて、区は令和8年度までに条例改正の 手続きや、実施事業所の認可手続き等、必要な事業スキームを 検討する。			

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号） ～こども誰でも通園制度の概要～

こども誰でも通園制度の
制度化、本格実施に向け
た検討会（第1回）資料

制度概要

- 児童福祉法において「乳児等通園支援事業」（※1）を規定。
（※1）保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
 - 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「乳児等のための支援給付」を規定。
 - 利用対象者は、満3歳未満の小学校就学前子どもであつて、子どものための教育・保育給付を受けていない者（※2）とし、月一定時間までの利用可能枠（※3）の中で利用が可能。
（※2）0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということとはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
（※3）市町村は、利用対象者に対して、乳児等支援給付費を支給する。
具体的には、「内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額に、利用時間（10時間以上であつて乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間が上限）を乗じた額を支給する。
また、令和8年度から内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、3時間以上であつて内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することが可能（令和8・9年度の2年間の経過措置）。
 - 本制度を行う事業所について、市町村による認可の仕組み、市町村による指導監査、勧告等を設けることとする（※4）。
（※4）国、都道府県及び市町村以外の者が乳児等通園支援事業を行う場合は、市町村長の認可が必要であり、市町村は、条例で定める基準に適合している場合は認可を行う（市町村は、内閣府令で定める基準に従い又は参酌し、設備運営基準に関する条例を制定）
- 等

【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度

- **制度の本格実施を見据えた試行的事業**
 - ・115自治体に内示（令和6年4月26日現在）
 - ・補助基準上一人当たり「月10時間」を上限

令和7年度

- **法律上制度化し、実施自治体数を拡充**
 - ・法律の地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ

令和8年度

- **法律に基づく新たな給付制度**
 - ・全自治体で実施（※経過措置あり）
 - ・内閣府令で定める月一定時間までの利用枠